

世界盲人福祉協議会の最近の動向(Ⅲ)

社会福祉法人日本ライトハウス
理事長 岩橋英行

目 次

1. 世界盲人福祉協議会と私 —— 25年を顧みて ——
2. 世界盲人福祉協議会と世界盲人連盟
 - (1) 合同への歩み
 - (2) 調印文
 - (3) バドベルレブルグにひろう
 - (4) 新たな挑戦
3. 第6回世界盲人福祉協議会総会より —— アントワープにて ——
 - (1) 開発途上国の課題
 - (2) 盲人の行動訓練
 - (3) 盲人のスポーツ
 - (4) 盲婦人問題
 - (5) 失明防止
 - (6) 盲人に対する情報サービス(点字、声の図書を除く)
 - (7) 観光と会議場にひろう
 - (8) 今日への直視と未来への課題
4. 主なるスピーチ
 - (1) 世界盲人福祉協議会と世界盲人連盟の対話について
……………世盲協会長ボリス・ジミン
 - (2) 援助資源の活用……………西ドイツ・クリストフェル・プリンデンミッション
ウォルフガングスタイン
 - (3) アジア委員会報告……………アジア委員会委員長スレッシュ・アフジャ
 - (4) 世界の盲人口減少における研究の大きな可能性
……………ナショナル アイ インスティテュート所長 カール・クッフエル
 - (5) はなし言葉を通しての情報(ラジオ、テレビその他の情報機関を通しての盲
と社会のかかわり)……………世盲協副会長 岩橋英行
5. 第6回世界盲人福祉協議会総会 決議文
(1979年8月1～10日 於ベルギー アントワープ)

(3) アジア委員会報告

世盲協アジア委員会委員長
スレッシュユC.アフジャ

1974年に設立されて、このアジア委員会委員長をはじめ各メンバーとも、この5年間緊密な関係を取りながらその活動を続けました。

会員

アジア委員会の会員は、正会員、国際会員、準会員、後援会員、名誉終身会員、アジア地区在住者によって成り立っております。更に、オーストラリアおよびニュージーランドの代表も招待者として、アジアとオセアニアの緊密な連絡を保つために、委員会の中に参加していただいております。またアジア地域にある盲人団体からも、何名かのオブザーバーが委員会に加わっております。これらは、この地域における盲人団体および盲人援護団体の協力・調整といったものを、より良くするために役立っていると考えます。

情報の配布

1975年2月以来、委員長から年4回“ニュース・レター”が定期的に発行されております。この“ニュースレター”は、メンバー全員はもとより、世盲協の役員およびアジアの盲人事業に関係ある方々や関心を持っていただいている方々へ送られております。色々なこの地域の各国のニュースのほかにも、国際的な行事あるいは盲人福祉、失明防止等に関連した特別な問題等があれば、それも含めるようにしています。機関誌である“Asian Blind”第9号は1976年に発行されました。この号は、特にアジアにおける盲人のための教育設備などの調査を中心として編集されました。第10号は、アジアの盲人の職業訓練、雇用状況等の調査を中心とし、第5回アジア会議の際に配布しました。次の11号は、主としてオリエンテーション・アンド・モビリティ（歩行訓練：O and M）に関する調査を中心にして編集され、本総会に間に合うよう発刊されました。

指導者養成セミナー

盲人の指導者を養成する事を目的としたセミナーは、アジア委員会とスウェーデン盲人協会およびマレーシア盲人協会の協力で、1975年11月19日から12月2日にかけてクアラ Lumpur で開催されました。マレーシア、シンガポール、インドネシア、スリランカ、タイ、バングラデシュ、インド等から19名が参加しました。指導員は9名で、その中には世界盲人福祉協議会（世盲協）の事務局長アンダース・ア

ーナー、スウェーデン共同組合センターのヘンリー・ブリッド、アジア委員会委員長スレシュC.アフジャ、IFB会長ファティマ・シャー、シンガポール盲人援護協会ロン・チャンドラン・ダッドレイ、マレーシア盲人援護協会ウィニー・イン、セント・ニコラス盲学校長W・G・プロイヤー、国際共同組合連盟ダマン・プラカシュの各氏が含まれております。この催しにあたりましては、アジア委員会としてこれを最初に計画され、しかもスウェーデンの国際開発機関の方から経済的な援助までお世話いただいた前会長チャールズ・ヘドクビスト博士に対し、心から感謝を捧げたいと思います。この指導員養成セミナーのフォロー・アップとして、その後インド盲人連盟では、1976年6月カシミール、更に1976年12月にニューデリーで各々国内的なセミナーを行ないました。

協力および調整

委員長としては、IFBのアジア委員会委員長であるラル・アドバニ氏と、この地域における両委員会の協力・調整等に関して話し合いを行ないました。また1978年11月、ニューデリーで開かれたIFBのアジア委員会に参加致しました。インドとマレーシアは、盲人福祉の分野で働いている人々のために、視察を目的とした訪問を受ける事を申し出ています。この地域内の各国あるいはアジアとオセアニアの国々の間での2国間協力というものは、既に定着したものとなりつつあります。インドはオーストラリアとニュージーランドからトーキングブック関係の器具の寄贈を受けました。1977年1月から2月にかけて、オーストラリアの援助協力で、歩行指導員の養成コースをボンベイで開く事が出来ました。これを基として、ボンベイにリハビリテーション部を置く事が出来るようになりました。世盲協の中近東委員会とも非常に密接な協力が行なわれており、中近東委員会の委員長であるアルガニム氏の招待によって、委員長アフジャは中近東の第4回地域会議が1977年11月アンマンで開かれた際に出席しました。

アジアにおける失明防止

岩橋英行氏のご苦勞により、笹川記念保健協力財団の方から20万ドルという寄贈が、アジアの失明防止のためにという目的で、WHOの方になされました。これは、こうした種類の最初の寄付金であり、もしWHOが中心となつて行なう事業が成功するならば、今後共一層こうした分野、更に盲人福祉の分野においても寄付、援助が期待出来るのではないかと考えております。以前より日本では、ネパールに対し眼科医療の面で器具その他の寄付を行ないました。1976年にはネパールに日本の眼科医の方々が派遣されました。世盲協およびアジア委員会は、WHOの地域委員会

にも代表として出席をしております。地域委員会の度に、アジア委員会としては失明防止の重要性というものを、常にこうした会合で強調して来ました。最近の会議で、委員長アフジャはWHOの失明防止およびトラコーマ対策の諮問パネルのメンバーの中に加えられました。

ILO / DANIDAの協力による盲聾職業リハビリテーション・セミナー

ILOは、DANIDAおよび香港政府と協力して、1976年12月1日-17日に香港において盲聾職業リハビリテーションに関するセミナーを開催しました。アジア委員会からは、書記であるMissウィニー・インを代表としてこれに送り、ペーパーを提出していただきました。このセミナーに対して、非常に大きな貢献をしていただいたという事であり、ILOが、盲人の職業リハビリテーション雇用等の面に関心を持つという事は、非常に喜ばしい事であると思えます。

国際会議

委員長は、第6回パン・パシフィック会議がシンガポールで開かれた際に出席し、更に続いて1975年11月ベナンで開かれた第2回世界盲青年教育者協議会 (ICEVH) アジア地域会議にも出席しました。シンガポールでは、「盲人の雇用の機会と今後の見通し」というテーマで、ベナンでは「障害を通してのカウンセリング」というテーマでペーパーを出し、アジア委員会の役割についても説明を行ないました。1977年9月、ニューヨークで開かれた盲聾に関するヘレン・ケラー世界会議にも出席し、盲聾者の人権宣言の作成にも参加しました。1976年のロンドン、1978年のハノーバーの盲聾委員会にも出席しました。1980年ヘレン・ケラー生誕100年を記念して、ハノーバーで開かれるヘレン・ケラー生誕100年記念世界会議のプログラム委員としても指名されております。

地域的なスポーツ

リアドで、世盲協としてスポーツに関する常任委員会を設置しました。委員長の招聘により、アジア地域からもその委員会に対して代表を出すことになり、インドのナルデッカー氏を代表として指名しました。更に、世盲協のスポーツ委員会としては、各地域および国内的なレベルでも盲人のスポーツ協議会を結成するよう勧告を行なっています。その結果、インドではインド盲人援護協会によって、全インド盲人スポーツ協議会が設置されました。アジア委員会は、アジアにおける盲人のスポーツの活動状況、並びにその標準等について情報を集めるためのグループを指名しました。

岩橋武夫賞

1975年、アジア委員会として設置したこの岩橋武夫賞は、現在までのところ次の方々に贈呈されました。

1975年 曾文雄氏（台湾）

1976年 Dr. Keshimahinder, Singh（マレーシア）

1977年 Capt. H.J.M. Desai（インド）

1978年 岩橋英行（日本）

1979年 Miss Lucy Ching（香港）

ASIAN FUND（アジア基金）

ASIAN FUNDは、第4回アジア会議が開かれた際にその設置が提案され、徐々にではありますが着実に基金も増えて来ました。現在のところ、この基金を増大する事によって、委員会の活動、特にスタッフのトレーニング、あるいは各国間におけるこうしたスタッフの交換プログラム等に関して、何らかの継続的な基盤となるような状態にもって行きたいと努力しております。

財政状況

任意による運営費として、年間30ドルが決められており、いくつかのメンバー国から支払われております。また中近東委員会からは、2000ドルの寄付がありました。更に、“Asian Blind”の発行および印刷費という名目で、Christoffel Blindenmissionから6000ルピーの寄付を受けました。委員会の費用としては、最低に切りつめるように努力しております。インド盲人援護協会およびマレーシア盲人援護協会では、それぞれ委員長および書記の事務に関する費用を負担する事を申し出ており、その任期中これは継続することになっております。

委員会の会合

アジア委員会の会合は、第5回アジア会議の際に香港で開かれました。この会合の際に委員会の規約の一部改正、および将来の計画等について話し合いが行われ、改正された規約は世盲協の実行委員会の承認を受けるため提出されました。新しい規約によって、委員会は1979年から1984年までの期間に対する委員長と副委員長を選出しました。委員長はスレッシュ C.アフジャが再選され、副委員長はMiss ウィニー・インとなりました。この指名も、世盲協の実行委員会の承認を得るため提出されております。

第5回アジア盲人福祉会議

第5回アジア会議は、1978年12月3日－9日香港で開催され、22ヶ国から140名を越す参加者がありました。アジアからは14ヶ国、パキスタン、ネパール、バング

ラデシュ、インド、スリランカ、シンガポール、タイ、マレーシア、香港、台湾、インドネシア、フィリピン、日本、韓国が代表を送りました。オセアニア地区からはオーストラリア、ニュージーランドおよびフィジーが代表を送りました。世盲協からは、副会長・日本の岩橋英行氏、同じ副会長・サウジアラビアのアブドラ・アルガニム氏、会計・英国のジョン・コリガン氏、事務局長・スウェーデンのアンダース・アーナー氏、リハビリテーション訓練・雇用委員会委員長・スウェーデンのベンクト・リンドクビスト氏、援助委員会委員長・アメリカのハロルド・ロバーツ氏なども出席して下さいました。会議のテーマは全面的な統合—その実際的な方法—というものを選び、主として盲人の職業訓練および雇用ということを強調しました。全体会議のあといくつかのグループに分かれて討論が行われ、多くの新しいアイデアが発表されました。

この会議の非常に注目すべき一面は盲人自身が会議の参加者として、またスピーカーとして非常に多く出席したという事であり、多くの国の盲人団体、例たとえばパキスタン、バングラデシュ、インド、インドネシア、香港、シンガポール、マレーシア、日本、オーストラリア等が代表を送って来ました。また今一つ注目すべき事は、今回の会議では非常に多くの新しいスピーカーが選ばれたという事であり、3名か4名の例外を除いて、ほとんどのペーパーは今まで国際会議では話した事のないような新しい方々からのものでした。会議の中心的なものとして、国際セッションが開かれ、世盲協の地域委員会・常任委員会の委員長、国際的な機関の代表、等々から挨拶・発表などがありました。こうした国際的な立場の指導的な方々が多く出席し、アジアにおける盲人事業に対し、積極的な関心と支持を表明されたという事は、まことに心強いことでもあります。そして、アジア全体として今回のテーマでもあった盲人の全面的な社会統合に向かって、その目的達成のために全員で力を合わせて1歩を踏み出そうという事が認められたという事も、大変意義深いことであったと思います。会議の終わりには、10項目にわたる決議が採択されました。これらの決議は非常に実際的なものであり、次の5年間の間に必ず実行し得る性格のものであったという事を注目したいと思います。その決議に含まれたものは、教育、弱視訓練、雇用、歩行訓練、農村問題、重複障害を持つ盲人、盲婦人問題等であり、特に国際児童年にあたって盲児の問題にも特別な注目がひかれるよう努力しました。これらの決議は各国政府、国内的な盲人団体、盲人援護団体、国際的機関等あらゆる関係方面へ送付されました。

第1回のアジア会議が、1955年東京で開かれて以来、アジアは長い道を歩んで来

ました。最初の3回までのアジア会議は、国際的な機関の手によって開かれました。そして1973年の第4回会議、今回（1978年）の第5回会議がはじめて我々の手によって開かれたものであり、世盲協のアジア委員会としてこうした国際的な会議を成功裡に開くことが出来たという事を非常によろこびとしている次第です。

(4) 世界の盲人口減少における研究の大きな可能性

ナショナル アイ インスティテュート
所長 カール・クッフェル

今回、世盲協がその総会の議題の中に失明防止のセッションを設けられたという事は、いかに世盲協が盲人福祉のために先見を持ち、またそれを実行しようとしておられるかという事を示すものだと思います。確かに世界中においてこの失明防止のための闘いはいたるところで進められなければなりません。先ず最初に、既に失明している人々のために経済的、社会的、また文化的ニードに適切に見合うような援助を行わなければなりません。2番目に、そうした知識や技術の存在するところでは出来るかぎり失明防止というものに努力を集中しなければなりません。そして3番目に、我々の失明原因等についての知識をより一層深く広め、将来において現在では治療出来ないと思われているような眼疾患の人々に対しても視力を回復させ、また、より多くの人々が失明することのないようそれを防止していかなければなりません。未来への鍵は研究であります。現在、最もすすんでいるのは、白内障の手術です。また緑内障に対しても研究の結果、初期の治療においては外科手術からいわゆる医療手術に切りかえる事が出来ました。また未熟児網膜症の原因が明確になったのも色々な研究の成果であり、最近では糖尿病による網膜症に対しても光凝固法による治療方法というものが能率よく行われるようになって来ました。現在、網膜色素変性、網膜黄斑変性等の病気に対してもその理解のために非常に重要な研究効果が上がりつつあり、初めてこれらの病気に対しても究極的にそれを克服出来るという希望を持つことが出来るようになっております。

去年、オックスフォードで開かれた世界失明防止協会(IAPB)の総会で、ジョン・ウィルソン卿も委員長報告の中でふれておられますが、私も向こう50年間に、世界の盲人口が非常に増加するかもしれない事を示すいくつかのデータを提出しました。そのデータについて簡単にご紹介したいと思います。同時にこうした見通しとい

うものが、あるいはその通りにならずにすむかもしれないという希望を提供するような、最近の発展といったものもいっしょに述べてみたいと思います。

2030年、今から50年先に、アメリカ合衆国の総人口は約50%増加するものと予想されております。しかしその中で、55才以上の人々は123%増加し、更に85才以上の人だけを見れば、300%の増加という事が言われております。現在、アメリカ合衆国における大きな失明原因は4つあり、それは白内障、老人性網膜黄斑変性、糖尿病による網膜症、および緑内障でこれらは全て年齢と関係した病気であります。そこで、老人の数が増えるという事は、こうした原因による盲人の数もまた増えるという事でその増加率は2030年までに160%平均と予想されております。こうしたアメリカ合衆国における失明の増加というものはおそらくカナダ、ヨーロッパにおいても同様であり、盲人関係の団体にとっても非常に大きな問題であることはもちろん、その失明の当事者、およびその家族にとっても非常に悲劇的な結果をもたらす問題であります。

開発途上国においては、1970年から2025年までの間に人口は3倍に達すると言われております。この事実だけでも、こうした開発途上国における盲人口の大きな増加を示すものであり、それらの失明原因は単に年齢と関係したものだけではなく、その感染症、栄養障害による失明、フィラリアによる失明あるいは眼球の負傷など多く考えられます。しかし、開発途上国の人々の数というものは、55才以上を考えると次の50年間におよそ5倍に増加するのではないかと言われ、更に白内障や緑内障による非常に大きな問題がそこに予想されます。また、慢性的な網膜の異常も多く認められており、開発途上国においてはこれらの原因による失明者も非常に多く生じております。

このように、我々は失明の増加というものに直面しており、現在では既に防ぎ得る原因もあれば今もなお治療法が適切ではなかったり、困難であったり、経費がかかりすぎたり、どうしても避けることが出来なかったようなものなども存在しております。これらの発案は次のような仮説に基くものであります。

- 1) 次の50年間、予防あるいは症状を軽くする事が出来るような失明原因をコントロールするために、今後何も重点的な対策がとられないということ。
- 2) 今後、科学的な進歩というものがなされないということ。

こうした2つのポイントについて現在かなり楽観的な希望を持ついくつかの理由があります。まず、既に世盲協、IAPB、WHOのような強力な団体が、世界中の各国に対しこの全世界的な失明という大きな問題について、効果的な対策というものを

たてることがある事に強い警告を発し、指導を行なっているという事でもあります。世界中に、この失明に至るような眼疾患に対し、それを予防、診断、治療するために、献身的に研究を続けている優秀な科学者達が、非常に増加しつつあります。またこの面の注目すべき進展の1つとして、アメリカ合衆国のナショナル・アイ・インスティテュートから支給されている研究補助金だけでも、過去10年間に350～1100に増加され、合衆国内はもちろん海外の科学者達のために使われております。これらの研究努力というものは大部分失明防止を目標にしておりますが、近年既に盲人となってしまった人々のためのリハビリテーションの促進という事に関する研究にも次第に注目が寄せられるようになっております。もちろん白内障の手術は視力障害者のリハビリテーションにとって劇的なそして非常に大きな解決の1つでありました。研究のおかげで、2～3年前までは、手術が不可能な人々にも、非常に成功的手術が行なえるようになりました。また角膜移植についても近年めざましい発達がなされ、1969年には成功率が10%であったものが、今日では60%にまで向上しております。また眼のケガや、ある種の炎症などによる失明者に視力を回復させるための角膜移植に対して、今もなおある制限を与えている免疫学的な問題の克服のためにも進歩がなされ続けております。眼のガラス体切除法もこの2～3年の間に非常に発達した外科措置の1つであって、これは眼球のひどい出血、組織の損傷などから曇ったガラス体を取り除く方法であります。これは少なくとも糖尿病による網膜症等で失明している大勢の人々に部分的な視力を回復させる事が出来るという事が証明されました。研究はなお続けられており、一層糖尿病による失明を減らすことになるのではないかと期待されております。またもしこのガラス体切除法がより安全に行われるならば、レンズ損傷などによる失明も防止する事が出来るのではないかと考えております。また更に、重症の眼球感染症たとえば部分眼炎などについても感染した組織を眼から取り除くことが出来るようになり、有効に用いられる事が期待されております。

こうした研究が、この新しい手術法の価値というものを一層確実に証明することが出来るようになれば、現在世界中で眼のケガや、感染によって失明しつつある大勢の人々にとって大きな救いとなる事と思います。また現在、盲人と言われている人々の中にも残存視力がある程度ある人々の研究というものが非常に集中的に行われており、今後こうした人々がその残存視力をよりよく使うことが出来るように指導がなされる事が期待されております。例えば網膜の病気を持つ人々に正常な網膜が残っていればその部分の視力というものをいかに活用するかという事を教えるこ

とによって、今よりもうまく残存視力を利用する事が出来るようになるということも考えられております。このような研究は、いわゆる正常な視覚というものの理解をより深める事によって網膜や知覚運動神経等の病気のため失われた視力の回復が、より大きく期待出来るのではないかと考えられます。また近年、多くの実験室で視力テストの方法についても新しいものが開発されつつあります。これらは、いわゆる視力、視野に関する今までの測定法に比べてはるかに細かく、また色々な面の結果を発見する事が出来るものであり、これらの新しいテストが網膜の病気、知覚運動神経の病気などの診断に大きく役立つ日も近いものと思われれます。いわゆる視力の不良という事の実際の原因というものを集中的に研究することによって、これらのテストは、病気の治療法を進歩させるとともに患者の残っている視力を最高に利用することが出来るよう、その助けともなると考えられます。更に、視力の失われたものの代わりとして役立つ色々な科学的器具も開発されつつあり、読書や行動の面で利用されつつあります。オプタコンや他の色々な読書器なども既に販売されており、我々は将来一層盲人のための技術的な発展というものを注目し続けたいと思っております。近年、国際的な協力といったものが、こうした視力の研究分野においても非常に広く行われて来たという事は、誠に力強いことであります。アメリカ合衆国と日本、アメリカ合衆国とソビエトなどの間には、既に視力関係の研究について科学的な交流・協力といったものの公式の協定が存在しております。またE E Cの代表からも、中共、その他の国々からも、眼に関する研究プログラムを始める事について、非常に深い関心が表明されております。視力研究のペースを一層促進させる事に加えて、世界中の人々に常に新しい知識というものを配布し、敏速にコミュニケーションを行なう為にもこれらの協力的な協定といったものは大いに役立つものと思えます。

私は、盲人のリハビリテーションおよび今後の失明防止の予想について、非常に希望的観測を述べて来ました。そしてこの来たるべき50年間に、この分野における研究というものが一層充実し、私が今抱いているこの期待というものが現在我々が想像する事が出来ないほどに大きく発展し、実を結ぶものであるという事を心から確信しているものであります。

(5) はなし言葉を通しての情報（ラジオ、テレビ、その他の情報機関を通しての盲
と社会のかかわり

世 盲 協 副 会 長
岩 橋 英 行

今回点字・録音物以外の“言葉による情報”のテーマのもとスピーチする機会を与えられた事を光榮に存じます。お手元に資料が配布されておりますので言葉による情報がいかに大切かは資料によってご推察下さい。

今年2月から6月半ばにかけ、全世界にアンケート形式による調査を致しました。世盲協加盟国中より任意抽出により36ヶ国を選び、質問を16項目に分けました。ラテンアメリカ・北アメリカ・オセアニア・アジア・中近東・東ヨーロッパ・北欧・アフリカに分け、回答国は23ヶ国で回収率は約64%という事になります。この回答からラジオ・TVによって盲人を取り巻く諸問題等がどのような形で放送・放映されているか、更に駅・交通機関・繁華な交差点等において点字ブロック・信号機・アナウンス等が盲人の生活様式にいかなる便益を与えているかをご理解頂けると思っています。放送・放映・公共構築物への種々の配慮は、単に盲人に利益を与えるのみではなく、それが常時放送され付設、設置されている事によって、常に盲への関心が起されているという効果を見逃してはなりません。調査の項目中から特に注目すべき事項をひろってみます。今現在ラジオ番組において盲人向・盲のPR用番組を持っている国は69.6%です。またTVにおいては、番組を持っていない国は52.2%を占めています。ラジオのレギュラー番組を持っている国の中で、盲人向・PR用と並行しているのが61.5%あり、盲人向だけの場合の方が比率が多く、PR用のみの7.7%に対して30.8%にもなっています。また放送時間は、1回につき30分以内が圧倒的に多く69.2%を占めています。次に、週に放送・放映される回数であります。ラジオは1回・1回以上・不定期が殆ど同比率であるのに対し、テレビの場合は不定期が77.8%と高い比率を示しています。なおTVの場合、内容においてラジオとは逆にPR用の比率が高く33.3%というのも一考に値します。また放映時間は5秒から1時間までのものが、55.6%であります。ラジオ・TV共、盲を取り上げた放送局は、国営またはそれに準ずるものが最も多く73.3%、料金も無料が85.8%となっています。特にアメリカでは、国営放送はなく身障関係団体（例えばAFB）や企業がスポンサーとして運営しているという事です。放送・放映開始年は、調査の結果から見るとラジオではベルギーが古く1949年に始まり、TVではUSA

が1940年に開始されました。効果のあった内容としては、各国各々特徴を持ったものを挙げていますが、概して多いのが盲人の生活と職業に関するもの、盲人の生の声をインタビューしたものに成果があるようです。過去において盲を取り上げた番組のあった国は73.9%を占め、日によって10数回放送した国から年に2回、または白杖週間・リハビリテーション週間等々に集中して放送・放映した国と多様であり、時間もスポット式のものから1時間以上の番組までありました。内容的に言うると大別して次のようになります。教育24.3%、失明防止24.3%、歩行10.8%、盲人用具8.1%、リハビリテーション5.4%、職業・雇用16.2%、その他10.9%となっています。

次に、盲人の生活・歩行等に関し、アナウンス・音楽・構築付設物・表示板等々により、一般社会の盲に対する注意を喚起したり、盲人自身の生活行動を容易にするためどのような配慮がなされているかを調査表から見ますと、先ず駅・交通機関などにおいて何らかの配慮をしているところが34.8%、その種類は特別席や援助依頼に対するカードあるいは表示によるものと、カード（あるいは表示）とアナウンスと両方によるものが同率です。次に交差点等において何らかの配慮がされている国は65.2%で、その内容は、ブザーまたは短調音によるものが73.3%、震動式とブザー（または短調音）によるもの20.2%、音楽・ブザー（または短調音）・震動式併用によるもの6.7%となっています。その他、駅・交差点等において点字ブロック・ゴム質のタイルの敷設、救急設備が講じられています。その他公共物・建築物等の中で特に配慮されていると答えた国は、わずか17.4%にすぎず、その内容は短調音による出入口の表示や点字ブロック、エレベーターの階を音やアナウンスで知らせるもの、床面または地面の材質を変えているもの、点字ラベルを貼っているもの等があります。その他、盲と社会をつなぐ音響手段または表示による連絡をつけているものがあると回答している国は30.4%で、特に放送局・病院等に電話を直結した救急処置が作られた国（チェコスロバキア・オーストラリア）、電話でその日の集約されたニュースを聞く事の出来る国（南アフリカ）等が興味を引く实例であります。

以上、調査に従って見てまいりましたが、これ以外に一般映画やニュースの中で盲を取り扱い、それが非常に効果を挙げている实例も多くあると思います。例えば日本において、ドイツの盲人ハム（アマチュア無線家）が、大西洋上において伝染病の発生した船舶に薬品を空輸して乗客を救った映画が10数年前放映されましたが、これがきっかけで盲人達にハム受験の資格が与えられました。また最近日本ライトハウスの訓練生達が一流ホテルでフルコースのマナー訓練中のニュースが流され、指導員が12時の方向・6時の方向というふうに時計の表示板の利用による訓練

の実況を見て、早速、食堂やホテルのレストランで盲人に適用されている事実もあります。言語による情報という大きなテーマの中で、調査を主体にして現況を示し、将来の課題を展望してみました。一時期一場所でやるのではなく、コンスタントに広くなされる必要のある事を痛感します。こうした調査は今迄あまり行われなかったかと思いますが、今後皆様方の英知により、もっと素晴らしい方法が考案され、最も適確な調査がなされる事をお願い致します。

尚、別紙論文中、日本放送協会（NHK）のご厚意により数字・文章等において多くの引用をさせて頂いた事に感謝致します。

参考資料1「盲人の時間」（ラジオ放送）その他・TV・音響物を通しての協力

TV、ラジオ、新聞は今や地球上における情報の伝達を受持つ最高の道具である。日本に於いては、日本放送協会（NHK）が1964年から14年間、盲人向け番組としての「盲人の時間」をラジオ第二放送で日曜日・朝9時30分から30分間また再放送が土曜日・午後1時30分から行なっている。NHKでは、ラジオ・TVを通し週・約千七百本の番組が放送・放映されているが奇妙にもこの番組が視聴者ゼロを願って制作されて来た。というのは全くこれが盲人だけを対象にした番組であるからだ。全体の聴取率からいうと0.1%にも満たないけれども日本に在住する25万人の全盲人中70%が利用しているという。番組の内容は多岐にわたり、盲人関係の話題やニュースなどを取上げての解説や座談会、話題となった人物などを紹介する「今月の話題」、盲人の聴取者の参加を求めている身近な話、グループ紹介、そして趣味への参加を呼びかける「みんなの広場」、職場に生きる盲人の生活体験の紹介や鍼・灸・マッサージ師のための経営問題や医学知識などを放送してきた。今後は古典の箏曲を聞きながら邦楽の歴史の中で盲人音楽家が果たした役割を振り返る「箏曲よもやま話」や日常生活に必要な新しい知識をシリーズとして紹介するコーナーを増設して行く予定であるという。盲人の趣味やスポーツに関する関心は、晴眼者と何ら変わるところはない。料理の作り方、魚釣りの仕方、将棋や碁、各種スポーツに興味を持つようになった事は言うまでもない。TVのゴルフ放送でもルールを覚えた盲人達は、最後にカップに落ちるボールの音を聞いて満足するようになったという事である。また鍼・灸・マッサージ師の専門家達の対談を放送した場合、一般の人々が患者としての立場から数多くの電話をかけたか、治療を受けに行ったりして嬉しい悲鳴があがったとも言える。中でも盲人の先覚者達を取上げた「先覚者シリーズ」や、有名

なアナウンサー・三国一朗氏の「盲人家庭訪問」、鍼・灸・マッサージ以外の各種職業につく80人の盲人達の実態をとらえた生の放送は好評であった。東シナ海に出漁している漁船の位置を点字で作った海図で確認しながら、点字の帳簿で経営の指揮を取る漁業会社の社長、一万羽の養鶏に成功した全盲の農夫、裁判所の速記録をカナタイプでたたいているタイピスト、独学でソロバンをマスターし珠算塾を営んでいる全盲の学院長、戦争で両眼と右手を失いながらも道路工事現場で指揮を取る土木会社の社長などいろいろな分野で活躍する盲人達の姿に、死を決意した盲人が人生再出発への決意を新たにしたい例も少なくないし、こうした生きた教材は集録されて盲学校の教材に使われたり、日本の二大点字図書館に「盲人の時間」集録集が収納されると月平均100本以上の利用がなされたり、グループ・ディスカッションのテーマに利用される事もある。この番組を製作するスタッフ達は、盲人達に会うごとに彼等が歩んだ苦闘の道を考える時、逆に激励され心が清まるという。

こうした盲人のラジオ放送といったもの以外に、日本においては各企業が金を出し合って民営放送の番組中に各種のスポットを流してくれている。例えば、「あなたは目かくしをして道を歩く事が出来ますか」という言葉と共に白杖をついたり盲導犬を連れた盲人が道路を横切ろうとするのが映る、こうした人々を見た時このようにして手引きをして下さいと手引きの仕方が映し出される。ほんの30秒～40秒位の間ではあるけれども、私自身も電車を数回乗り換え100万人近い人々が乗降りするという日本でも最大のラッシュ地・大阪駅を横切ってくるが、これが放映されて以後、殆ど毎日と言っていい程人々が声をかけ手を貸してくれるようになった。

日本の公共施設、全ての主要道路・主要駅には点字ブロックという30cm四方の平板ブロック・コンクリートの表面に高さ0.6cm直径3.5cm程の半球状の突起体が、縦6個、横6個合計36個配置されており、これを接続して敷設する事により誘導の効果を生み出しているものが利用されている。晴眼者の人々は、例えそこに盲人がいなくてもそれが何のために作られているかを熟知している。よって白杖と点字ブロックは、常に盲人の行動・生活へと関連性を持ち一般社会から盲への理解と協力が昨今非常に盛んになって来た。

次に、日本の大きなメインストリート、盲学校、盲人施設等には必ず盲人用シグナルが設置されている。童謡や鳥の声でもって一般信号に伝導され、GOの時には音を発する。時にはやかましいという一般からの苦情があるけれども、これも点字ブロック同様、盲人用信号機として、幼稚園児から老人に至るまでこの器具を通して盲人に関心を持つようになって来た。更に自動販売機、公共エレベーター等には

点字が墨字の下に刻印され、盲への協力を沈黙のうちに一般者に訴えている。

NHKが盲人のために長寿番組としての「盲人の時間」を作ることにより、一般社会と盲との間に、また盲と盲の間に橋わたしをしてきている。更に点字ブロック、盲人用信号機、点字標識等を通したT Vを通し盲に対する最も手取り早い協力を呼びかける事によって数少く行動力にぶく、あまり大きな声にはならない盲人の声が違った形で無言のうちに社会に語りかけ、社会が協力をしてくれるところに我々の側からするP Rの重要性を知るべきであろう。

参考資料 2 集計表

1. 盲人用もしくは盲のP R用ラジオ番組について

番組のある国	69.6%
番組のない国	30.4%

2. 盲人用もしくは盲のP R用T V番組について

番組のある国	47.8%
番組のない国	52.2%

3. ラジオ番組について

a) 週に放送される回数

1 回	23.0%
1 回以上	46.2%
月に1 回等その他	30.8%

b)

盲人向	30.8%
盲のP R用	7.7%
両方	61.5%

c) 放送時間(1 回につき)

5 分以内	7.7%
30 分以内	69.2%
その他	23.1%

4. T V 番組について

a) 週に放映される回数

1 回	0%
1 回以上	22.2%

月に1回等その他 77.8%

b)

盲人向 0%

盲のPR用 33.3%

両方 66.7%

c) 放映時間(1回につき)

5分以内 11.1%

30分以内 33.3%

その他 55.6%

5 盲の番組を取り上げた放送・放映実施主体および費用

a) 国営(準を含む) 73.3% 民間 6.7%

両方 20.0%

※ USAでは国営放送はなく身障関係団体(例えばAmerican Foundation for the BlindではSOUND TRACKという番組を持っている)や企業がスポンサーとして運営している。

b) 無料 85.8% 有料 7.1%

両方 7.1%

6 盲を取り上げた番組の放送・放映開始年

(一番古い順に3ヶ国例ととして挙げる)

ラジオ:

ベルギー 1949年

チェコスロヴァキア 1954年

英 国 1959年

TV:

チェコスロヴァキア 1954年

英 国 1959年

ニュージーランド 1969年

7 以上の番組の中で、特に社会の関心を引いたものや非常に盲人のために役立つ

主な内容もしくはタイトル名

オーストラリア:著名な盲人とのインタビュー。

失明と目に関するフィルム。

ベルギー :幕間に“交通安全”に関するフィルムを流している

(障害者を対象の)

- カナダ : 盲人と失明の諸問題。
- チェコスロヴァキア : 盲人の日常生活、就職、施設、盲導犬、歩行、その他各種会議等々。
- ガーナ : “The White Cane” (白杖) というタイトル。
- ニュージーランド : “Access” (接近) — 社会統合の問題についての盲人討論会。
- サウジアラビア : “Light and Hope” (光と希望)。
- シンガポール : “A Touch of Courage” (勇気を)。
- 南アフリカ : 盲人の人々による討論会、関心のある仕事や趣味についてのインタビュー。
- 英 国 : Royal National Institute for the Blind 製作によるお知らせやPRフィルム。
- U.S.A. : 盲人関係のインタビューや討論会 American Foundation for the Blind 製作のPR用として“晴眼者の世界で働いて” — 成功した盲人の人々とのインタビュー、ある盲人の生活ドラマ化、その他ラジオ・TVで盲についてのPR。
- : “盲人の先覚者シリーズ” — 各種の職場で働く盲人達。“闇の中を走れ”、“働くおじさん” — 盲導犬を取り上げたもの。

8. 過去 (1978年中) における盲を取り上げたものについて (TV・ラジオ共)

番組のあった国	73.9%
回答のなかったところ	26.1%

9. 項目8の番組のあった国について

a) 回数:

日によって10数回あった国から年に2回あった国と多様。

b) 放送・放映時間:

Spot形式のものから1時間以上の番組まで多様。

c) 内容:

教 育	24.3%	失明防止	24.3%
職業雇用	16.2%	歩 行	10.8%

- | | | | |
|------|-------|-----------|------|
| 盲人用具 | 8.1% | リハビリテーション | 5.4% |
| その他 | 10.9% | | |
10. 駅や交通機関における身障者に対する注意や喚起等の配慮について
- | | |
|--------|-------|
| 配慮のある国 | 34.8% |
| 配慮のない国 | 65.2% |
11. 項目10の配慮の方法
- | | |
|------------------------|-------|
| カードあるいは表示によるもの | 50.0% |
| カード(あるいは表示)とアナウンスによるもの | 50.0% |
12. 繁華な交差点における盲人用信号機について
- | | |
|--------|-------|
| 設備がある国 | 65.2% |
| 設備のない国 | 34.8% |
13. 項目12の設備のある国について
- | | |
|----------------------|-------|
| ブザーまたは単調音によるもの | 73.3% |
| 震動式とブザー(単調音)によるもの | 20.0% |
| 音楽、ブザー(単調音)、震動式によるもの | 6.7% |
14. 交差点・駅等における盲人のための特別な配慮について
- | | |
|---------|-------|
| ※配慮のある国 | 17.4% |
| 配慮のない国 | 82.6% |
- ※点字ブロック、その他特別にデザインされたものを敷設している。
15. 公共物・建物・その他盲人に対する特別な設備について
- | | |
|--------|-------|
| 設備がある国 | 17.4% |
| 設備のない国 | 82.6% |
- 実 例：
- | | |
|----------|--|
| 日 本 | ：建物のドアの前にたつと天井に取付けられた単調音が常時なるようになっている。 |
| スウェーデン | ：エレベーターには、その階に到着した時に音で階を知らせる装置が取り付けられている。 |
| U.S.A. | ：エレベーターに階を知らせる録音物を取り付けている。 |
| U.S.S.R. | ：建物のそばには異なった材質でほどこされた歩道、点字板、ゴム板、音響信号機(盲人用)、その他特別器具がある。 |
16. その他音響あるいは言語等を通じて盲と社会をつなぐ方法について

講じている国 30.4%
していない国 69.6%

実 例：

- オーストラリア : 緊急事態に助けを求められるよう電話を通して電気警報器が作動する。
- チェコスロヴァキア : 交通事故等による非常の場合にラジオ局と直結した緊急処理が取られている。
- ハンガリー : 新聞には視覚障害者の事、生活、仕事、健康、その他に関する記事がのる。
- 日 本 : 盲学校や盲関係の施設では警報器等設置している。
- 南アフリカ : ニューステープの流布 : 電話ニュースサービス (新聞のニュース等の朗読)
- 英 国 : 市民への援助の呼びかけとして、盲人(特に盲聾)が利用している "YOUR HELP WELCOMED" "TAXI" "BUS NUMBERS" と書かれたカードを用意している。
- U.S.A. : 公園では盲人の人々のためにテープによるガイドツアーを提供している。
公共建物は身体障害者のために傾斜をつけるよう要求されている。
盲人用具としてはトーキングカルキュレーター、印刷物を音にかえる機械や朗読する機械等がある。

第6回世界盲人福祉協議会総会 決議文

(1979年8月1日-10日 於ベルギー アントワープ)

世盲協 (WCWB) と世盲連 (IFB) および盲人団体と盲人援護団体間の協力に関する決議 (決議1)

第6回世界盲人福祉協議会総会は、世盲協およびIFBの役員会が1979年2月、西ドイツのバドベルレブルグにて開催された際に全世界の盲人達の最高の利益に必要な統合へ向かって大きな前進を果たすための、実際的な方法を見出すためなされた努力を認めるものである。総会はIFBの第3回総会において、両団体が近い将来

統合へ向かって積極的に進む事に対しては、不本意である事を表明した事を注目する。しかしながら本総会は、世盲協としては今後バドベルレブルグ宣言の精神に基づいて、2つの団体が合併する方向に向かった交渉が、IFB側から再開するようにとの働きかけがあった場合には、常にそれに応えるだけの準備をしておくべきであると信ずるものである。また、現時点においては、IFBが国際的、地域的、あるいは国内的なレベルで、実際的な協力体制を実現する事について、話し合いたいとの意向を持っている事を良しと認めるものである。総会は実行委員会に対して、今後発生するであろう問題については、IFBの代表と十分に話し合い、理解・調和・実際的な協力を、最大限に達成する事を目的とした、適切な処置を取る権限を与えるものである。両団体の役員会、実行委員会および地域委員会は、合同で協議を行い、情報の交換などを通して、世界の盲人の福祉を一層促進する為に努力する事を勧告するものである。世盲協の定款の中に、“いかなる国においても組織された盲人の実際的なグループが存在する時、また盲人援護機関において指導的地位を占める盲人がいる時は、代表派遣団中に彼等が含まれるように、適当な規定を設けねばならない”と述べている事に関連して、この総会は実行委員会に対し、盲人団体が国内的に、またあらゆる国際的なレベルにおいて、一層大きくこの活動に参加する事が出来るような方法・手段に関して、現在の状態を調査し、適切な提案を行うような作業グループを設置するよう指導するものである。世盲協総会に対する各国代表団は、可能な国においては少くとも50%は盲人団体の代表によって占められるよう、クォータ・システム (quota system 割当て制度) に基いて指名されるべきである。盲人援護団体の存在しない国においては、世盲協に対する代表団は、盲人団体の代表のみで構成される事もあり得る。

世盲協の定款が草案されてから20年以上経過した事実を認識し、途上色々な段階において改正は行われたけれども、現在世界的な盲人事業の発展等に照らし合わせて、この国際団体がより多くのグループ・地域・あるいは問題に対してもっと責任を持ち、かつまたそれらの代表として活動を行う事が出来るように、定款の見直しをする時期に来ている事を認める。この件に関し、作業グループが適切な行動を取るよう勧告するものである。

国際身体障害者年に関する決議 (決議 2)

1981年が国際身体障害者年 (IYDP) として国連総会によって宣言された事を心にとどめ、ILO、WHO、ECOSOC等の国際団体が、身体障害者が社会・経済・文

化的生活に、より充分に参加する権利について、決議や勧告を行なった事を思い起こし、身体障害者の社会への統合は、教育および雇用における平等の機会を与える事によってのみ達成される事を注目して、

1. 特に盲人に関連して、世盲協総会は次のように決議する：全てのメンバー国の政府は、盲人が社会において充分な権利を持った地位を獲得する事が出来るような有効な措置を取るべきであり、また各国の盲人団体・盲人援護団体は、各々の政府に対し、この方向に向かって必要な措置を取るよう勧告すると共に、一般社会に対しても、これらの目的達成のために関心を呼ぶような活動を行うべきである。
2. 世盲協総会は、国連およびその各種機関が盲人の福祉向上のために、より積極的な関心を持ちつつある事を満足をもって認め、国連およびその関係諸機関が、身体障害者年の設置された目的達成のため、適切な資源を配分する事を強く望むものである。

盲人の農村リハビリテーションに関する決議（決議3）

盲人の80%、特に開発途上国においては、多くの盲人が農村地域に住む事を理解し、これらの殆どの人々が、経済的な独立あるいは社会統合・復帰等を可能にする基本的なリハビリテーションを受ける事が出来ずにいる事を認識し、この総会は、次のように勧告する。

1. 現在存在するプログラムの評価、および農村に住む盲人達のための新しくより良いまた経済的なリハビリテーション・サービスというものの研究・開発がもっとも優先的に取り上げられる事。
2. 地域に即した農業訓練というものが、農村に住む盲人および視力障害者達に対し、最も経費を使わずにリハビリテーション・サービスを行う事が出来る、現在の可能な計画の1つであるという事に考慮がはられる事。
3. 各国のニーズに従って、適当な施設が利用出来、また経済的にも可能な場合には、農業訓練センターを設置して一層その訓練を拡大し、訓練終了後のフォローアップ並びに社会復帰をも含めたサービスを行う事も必要である。
4. 現在、土地改革などのための法律が提案されている場合には、その中に特に盲人および視力障害者をも含めた規定を作るべきである。
5. あらゆるマスコミを活用して、農村地域の盲人の為に職業の機会を拡張するため、国家の指導者および政府役人から各村の人々に至るまで、あらゆるレベルにおいて世論を教育する努力がなされるべきである。

6. 農業およびこの分野における雇用が、季節的なペースで行われている場合には、収入を年間を通して増加させるため、リハビリテーション・プログラムの中に手工業その他の技術訓練をも含めるべきである。
7. 国際機関は、その援助計画の中で、農村リハビリテーション計画により大きく優先権を与えるよう勧告されるべきである。

盲人の行動訓練に関する決議（決議4）

教育およびリハビリテーションの過程の大きな目標の1つは、全ての盲人が自信と独立心を養うことである事を再確認し、その目的に達する為に、オリエンテーション・アンド・モビリティ（Orientation and Mobility—O & M、歩行訓練）の訓練が非常に重要である事を認識し、こうした歩行訓練が、都市部においても農村地域においても、あらゆる年齢の盲人に対して行われる事の必要性を強調し、更に、あらゆる行動の面において、残存視力の使用の重要性を認めて、総会は、次のように勧告する。

1. 政府および関係諸機関は、専門的な訓練を受けた歩行指導員が、盲人および視力障害者に関係するあらゆる団体・施設において、配置されるよう努める責任を受け入れる事。
2. 可能なところでは、リハビリテーション、歩行訓練の指導を行うすべての職員のための訓練コースが設置されるべきである。
3. 行動訓練が最大限にその効果を発揮させるために、一般社会に対して、特に自動車を利用する人々、政府、医療団体、ならびに盲人に対して責任を持つ福祉施設等に対して、教育を行うプログラムが実行されるべきである。
4. 個人に対する行動訓練のプログラムは、その訓練を受けるひとりひとりの性格的、心理的、また社会的な能力を十分に考慮して作成されるべきである。
5. 盲人事業の運営にあたる人々は、その全リハビリテーションの過程において、歩行訓練の重要性を受け入れる事。
6. 行動訓練事業の開発にあたっては、都市部・農村を問わず、あらゆる環境において杖、盲導犬、電子補装具等の歩行に必要な用具の開発が行われる事。

盲人の体育およびスポーツの奨励に関する決議（決議5）

定期的にスポーツを行う事は、盲人のリハビリテーションおよび社会統合を助けるものであり、彼等に自己信頼および自信を増進させると共に、盲による孤立や不

動性の傾向と立ち向かう上においても、非常に重要である事を注目し、あらゆる年齢の出来るだけ多くの盲人に対してスポーツへの道を開き、学校におけるスポーツ、競争を目的としたスポーツ、娯楽、リクレーシヨンのスポーツ等を促進し、更に国際的にも、盲人競技者の間に常に連絡を保つ事に対しての意欲を表明して、総会は、次のように決議する。

1. 世盲協の全ての会員・団体は、盲人のスポーツの問題について、より一層の関心を示し、それぞれの国において政府、地方公共団体、一般社会等に接触して、盲人のためのスポーツの全面的な進歩のための措置が、一層行われるよう努力すべきである。盲人のスポーツに責任を持つ人々は、これらの活動を調整し、国内のスポーツ団体、ISODのメンバー諸団体ならびに関心ある施設や個人とともに十分に調整を行うべきである。
2. 盲学校におけるスポーツや盲人の生徒の在学する一般学校におけるスポーツは、組織的かつ建設的に支持されるべきである。スポーツがカリキュラムおよび時間割の中で、適切な考慮を受けている事。またその為の特別な訓練を受けた教師についての規定がある事。更に正規の授業以外にもスポーツ活動の機会がある事。個人的なスポーツのプログラムが重複障害を持つ生徒達の為に設置されている事。以上の事を確認するため、一層の働きかけが行われるべきである。
3. 競争を目的としたスポーツも開発促進される事。国内的あるいは国際的なレベルにおいて、盲人に適切であると認められたスポーツには、次のようなものがあげられる。短距離・中距離・長距離競争、高飛び、巾飛び、三段飛び、砲丸投げ、円盤投げ、槍投げ、ボール投げ、各種水泳（例えば平泳ぎ、自由形、背泳、バタフライ、メドレー等）、ノルディック・アルペン等の冬期競技、ボート・カヌー・ヨット等の水上競技、2人乗り自転車、ロールボール、トアボール、ゴールボール、マイクロフットボール、ボーリング、ローンボール、レスリング、柔道、チェス、卓球。
4. リクレーシヨンを目的としたスポーツも、あらゆる年齢および二重障害を持つ盲人達のためにも、より大きなスケールで導入される事。視力障害者はそれぞれ個人的なベースで水泳、碁遊び、水上の競技、ボート、2人乗り自転車、キャンプ、冬期のスポーツ、乗馬、ボーリング、クリケット、アーチェリー、オリエンテーリング、ジョギング、体操ダンス、旅行、各種ゲーム等において、一層自分達自身に適した活動というものを求めるよう奨励されるべきである。
5. 国内的なスポーツ活動は、行事の標準化を求めており、それは国際的な競技会

に基くものが多いため、盲人のスポーツに関する国際的な連絡を一層拡大するべきである。またこの目的のために、各地域委員会内にスポーツ・コミッションが設置されるべきである。

6. 開発途上国における盲人のスポーツは、先進国によって促進される事。先進国のこの面での責任者達は、開発途上国から人材を招いて、専門家を訓練するよう望まれる。また先進国から専門家を開発途上国に派遣して、盲人のためのスポーツ活動の設置にあたらせる事も望ましい。更にそうした専門家達の中でアイデアの交換を行い、開発途上国に対しては、スポーツ用器具等の支給などもなされるべきである。
7. ISOD と緊密な協力の下に、もし是非必要であるならば、盲人競技者をも含めた国際盲人スポーツ団体が設置される事。UNESCO、WHO、IFB、ICEVH、IBCA、その他関連ある団体にも協力を呼びかける事。新らしく設置される国際スポーツ団体は、1978年11月20日-21日、パリで開かれたUNESCOの総会において採択された体育およびスポーツに関する国際憲章の原則にそうものであるべきである。

盲婦人の地位に関する決議（決議6）

世界の盲人口の少くとも半数は女性であり、その殆どがリハビリテーション、雇用、及び家庭生活や文化生活への統合等に対する設備が、最小限にしか与えられていない開発途上国に住む事を認識し、1975年11月、ベルグラードで開かれた第1回世界盲婦人会議の勧告、およびその際多くの国々の盲婦人達の間にも生まれた団結の精神を歓迎し、盲婦人の地位の向上は、世盲協・IFB両者にとって大きな関心事であり、これら2つの世界的な団体が、ベルグラード会議の際に表明された要望の実現のために協力している事を認めて、総会は、次のように決議する。

1. 各国政府、国連諸機関、ならびに国際団体に大きく刺激を与える事によって、盲および重度視力障害を持つ婦人の地位の向上をはかり、盲婦人の社会への統合、開発途上国における盲婦人の特殊な問題等を、敏感に反映するような状態を達成するため、世盲協に婦人のための常任委員会を設置する事。
2. この常任委員会は、国際的、地域的、および国内的に、IFBおよびその構成団体と十分な協力をを行い、婦人の権利・ニードに関連するあらゆる国際団体、あるいはこの問題について責任ある国連の諸機関と、効果的な相互関係を設立するべきである。

3. この常任委員会は、IFBと協議して、盲婦人の間に国際的な連絡網を作り、地域的な会合および実際的な目標を持ったセミナー等の開催なども促進すべきである。

盲児のための事業に関する決議（決議7）

現在の子供達は、明日の世界の市民であり、1979年は国際児童年である事を認識し、本総会は、開発途上国の盲人の子供達14人に1人が、彼等自身あるいはその家族に対する、適切な開発計画の恩恵を受けているにすぎないという事実を認めるものである。

この総会は、世盲協の実行委員会が、早急に十分に計画された介在的なプログラムを設置することの必要性を強調し、適当な文献を備えた総合的な図書館が、盲児の訓練にあたる全ての人に利用出来るように整えられるよう努力する事が望ましいと考えるものである。また世界の多くの地域においては、最も基本的な資源というものさえ欠けており、富裕な団体と貧しい団体との間に、より密接な協力体制というものが、是非早急に必要であるということ、大きな関心を持って認めるものである。

また現実に受ける側が、どのような性格であり、またどのようなニードを持っているかという事が、十分に判明しないままに援助が与えられるといった状態もある事を認め、本総会は、実行委員会に対し、特に開発途上国の盲児に対する援助計画が、よりよく調整されて行われるよう、直接そうした方法の解決にあたるべきであると望むものである。

そこで本総会は、世盲協実行委員会が、盲児に関する常任委員会を設置するよう勧告を行う。この委員会とICEVHとの関係については、今後交渉が行われ、盲児のあらゆるニードが明白にされて審議されるために、UNICEFもこの委員会に代表を送る事を勧告する。またUNICEFは、開発途上国の子供達およびその家族の福祉増強のために、現在この世界で利用出来るあらゆるリソースが、より満足な状態で分け与えられるよう、効果的な調整を行う事に援助し、また財政的な援助も与えるよう勧告を行う。

失明防止に関する決議（決議8）

過去5年間、失明防止のために世界的に活動が発展・進歩した事、また特に世界失明防止協会が急速に発展し、世盲協とも効果的なパートナー・シップが存在して

いるという事を、満足をもって注目し、WHOが世界的な技術協力プログラムの中で、失明防止に最も優先権を与えた事、WHO失明防止に対する特別なプログラムが設置された事、さらに中央及び地域的に、事業の運営ならびに財政的にも、大きなリソースが与えられた事、各種のプログラムに対して、代表による諮問グループがおかれた事、さらにそのグループ及び機動部隊による制作の立案、目的の明白化、適切な技術の開発等になされた優れた業績を感謝し、UNICEF、UNDP、FAO、世界銀行、UNESCO、その他国連の諸機関が、失明防止に対して行なった活動、国際児童年にあたって、栄養失調による失明のコントロールが強調された事、さらに国連の経済社会協議会（ECOSOC）が、障害の防止について行なった決議等を注目し、更に多くの地域において、政府間の失明防止活動が設置され、多くの開発途上国においては、国内的に失明防止の計画をたて、それらの事業に対しても、可成りな財政的援助を獲得している事、またWHOの保健振興のためのボランティア基金の中に、特に失明防止の口座が設置された事、等々を感謝し、それと同時に、世界の盲人口の推定数が更に増加し、特に開発途上国においては、人口の自然増加率を越す盲人の増加が認められている事実、また先進国においてすら高年齢者の増加と共に、盲人口が増加しているという事実を懸念をもって注目し、総会は、次のように決議を行う。

1. 失明防止および治療は、今後共世盲協の大きな目標の1つとして、優先的に取り上げられ、その力の許す限り、WHOその他国連機関、特にIAPBの活動に大きく支持を与えるべきである。またIAPBに対しては、その理事会あるいは地域委員会に対して代表を送り、世盲協の各国代表は、それぞれの国の失明防止委員会の活動を支持し、またそうした委員会のない国においては、その設置のために努力すること。
2. WHOの全世界的な目的である西暦2千年までに全ての人に健康を、という長期間の行動に加えて、現在、白内障の手術設備がないために失明しつつある数百万の人々に視力を回復させ、あるいは災害下にあつて栄養失調のため失明しつつあるビタミン失調症の人々の治療、あるいは西アフリカにおけるオンコセルカイアシス・コントロール・プログラムの拡張に、あらゆる努力がはられるべきである。また、こうした行動と平行して、既に失明した人々には、訓練および雇用の場を与え、新しい分野において社会復帰が行われるよう配慮がなされること。
3. 世盲協およびその各国メンバー・国際メンバーは、あらゆる機会を利用して、一般社会および政府に対して、この失明の問題についての認識を新たにさせ、ま

た防ぎ得る失明を引き起こす経済的な欠如というものに、注目させる努力をするべきである。また地域委員会は、あらゆる地域において、特にアフリカにおいては、早急に政府間の協力による失明防止活動を設置し、あらゆる開発途上国において、国内的失明防止計画が20年以内の目標でたてられ、防ぎ得る盲の重荷をなくすよう努力し、更に基本的な保健、目の衛生等に関する適切な技術の受け入れに対して、その促進をはかるべきである。

4. 失明防止は、科学者、経済および開発の計画者、マスコミ、教育者、リハビリテーション関係者、等々を含めた多様な目的を持つ問題である事を認識し、またそれを表明するべきであり、また現在ある失明防止のための目的のトレーニング・コースのみでなく、盲人福祉事業に関係ある全ての人々が、失明防止の方針ならびにそのコントロールに関しての技術的な可能性を認識し、国内の失明防止計画の立案ならびに実施に、大きく貢献し得るような訓練が考えられるべきである。
5. 世盲協は世界的な団体として、国際的な分野で活動する他の団体と共に果たすべき役割は、この盲という問題全体に対して、そのあらゆる状態、またあらゆる場所において直面し、その視力が回復され得るにもかかわらず、盲人として残るようなものがあってはならないという、最終的な目標をもって、あらゆるリソースがやむを得ず失明してしまった人々の自立を助けるために集中されるように、努力する事であるという事実を認識するものである。

開発途上国援助計画に関する決議（決議9）

世界の盲人の少くとも80%は開発途上国に住み、それは大きな国の総人口にも匹敵するものであり、しかもその数は現在人口増加と共に急速に増加しつつある事を注目し、世盲協の各国メンバーおよび国際メンバーならびにIFBが、開発途上国の盲人事業の進展のため努力し、また国連の関係諸機関においても、第三世界の身体障害者のニーズに応えるべく、優先的にこの問題を取り上げつつある事を感謝し、また同時に、こうした努力にもかかわらず、今もなお開発途上国においては、少数グループである盲人が、絶望的な貧困の中に、教育・リハビリテーション・雇用の機会もなく、また社会的・経済的な一般社会への参加も出来ぬまま過ごしているという事を注目し、多くの国の責任者から、国際的な盲人団体および盲人援護団体が、こうした分野においてなしつつある進展というものを、歓迎しているという回答を寄せている事を、喜びをもって注目し、総会は、次のように決議する。

1. 第34回国連総会に対しては、その基本的ニーズのための世界計画に関連して、

また国際身体障害者年の準備に、一貫して開発途上国の盲人のニーズに対して強く関心を求め、また更に近くハバナで開催される予定の、非加盟国首脳会議に対しても、同様の動きを行うべきである。

2. 過去5年間に、開発途上国の盲人事業に対する人類愛的な相互援助が増加している事は、歓迎すべき状態ではあるが、なおかつこうした目的のために入手出来る資源は、最低必要量をはるかに欠如するものであり、その結果、世盲協およびその関係国際団体は、向こう5年間に開発途上国の盲人救済のための適切なプログラムに対して、あらゆる適切な援助を獲得するよう、大きな努力をはらうべきである。
3. 世盲協の地域委員会は、開発途上国の盲人事業のために、地域委員会を通して援助を行う適切な組織づくりを考慮すべきである。
4. 世盲協およびその国際的な協力団体は、国連ならびに国際的な機関と協力して、盲人のニーズ、特に戦争の犠牲者や難民となった盲児達のニーズというものに、注意をひくよう努力する事。また災害あるいは難民に関連する国際団体は、特に盲人の特別なニーズに注目し、このような状態にあっては、盲人は家族の安全という事も特に必要である事を認識する事。また災害時あるいはその後にあつては、盲人に対して必要なリハビリテーションのサービスを行う事が必要である。
5. 救済にあたる諸団体は、特に盲人のニーズに見合った救済物資の確保に注意するべきであり、また災害時に支給される粉ミルクに対しては、ビタミンA失調による失明をもたらす危険を少なくするために、ビタミンAの強化されたものが支給されるよう、特別な配慮がはられるべきである。

ILO/BLINDOC・サービスに対する世盲協の協力についての決議（決議10）

世界中の盲人および視力障害者が、適切な職業訓練を受け、一般社会あるいは保護された環境において、生産的な活動の機会を与えられ、それを通して社会生活に全面的に統合する事についての必要性が、より大きくまた早急に解決されるべき問題となっている事を認め、また、こうした適切なリハビリテーション・サービスを設置し、それを進展させるという目的を達成するためには、国際的あるいは政府・民間の盲人および視力障害者関係の諸団体の、緊密な協力を通して促進される事を強調し、身体障害者の職業リハビリテーションの分野においては、ILOが特に大きな強い関心を持って、開発途上国において技術的な協力計画、あるいはその他の訓練活動等、広範囲のプログラムを行なって実証しているごとく、身体障害者の全面

的な社会統合の達成のために必要な方策について、その重要性に世界の注目をひいているという事を注目し、特にILOが、盲人および視力障害者に対し、BLINDOC情報サービス等を通し、そのニーズに応えるべく、ILOの方針にのっとりリハビリテーション計画を、優先的に取り上げている事を認識し、総会は、満場一致で次の事を表明する。

—ILOが盲人のリハビリテーションに対して行なった貢献を心から感謝し、今後ともそれが継続し、また出来る限り大きく拡大される事を希望する。

—また全ての世盲協加盟の代表は、ILO/BLINDOCセンターのリハビリテーション活動に関して情報の交換を行い、一層その活動に参加し、またその努力を支持するよう呼びかけを行う。

—盲人のリハビリテーションにおける国際協力は、ILOならびにその他の国連特殊機関の全般的なプログラムの中でも、その方向に努力が行われ、国際身体障害者年においては、特に全世界的に強調されるという点からも、世盲協はそれを全面的に支持する事を宣言するものである。

ヘレン・ケラー生誕100年記念に関する決議（決議11）

1980年は、ヘレン・ケラー生誕100年にあたり、この偉大なる女性が、世界中の盲人の生活に大きな貢献を与え、彼女が偉大な人類愛的、また民間人としての活動家であった事、更に、彼女の性格および知性は、彼女をあらゆる時代の女性としても大きくしるしづけるものであり、世界的に盲人事業を促進し、世盲協の目的についても強くそれを信頼した事にかんがみ、あらゆる地域、あるいはメンバー諸国においては、1980年度にこのヘレン・ケラー生誕100年を記念して、行事あるいは活動計画等をたてるよう、強く要請する事を決議するものである。

世盲協総会の組織についての決議（決議12）

プログラム委員会が、今日の盲人福祉について、出来るだけ多くの問題を取り上げるためになされた努力を感謝し、また同時に、こうした大きなプログラムに付随する経済的な問題、ならびにその実施に関する大きな問題を、懸念をもって注目し、総会は、実行委員会に対して、今後出席者がより活発に会議に参加し、また会議の期間を短くするために、何かほかのプログラムのあり方というものを考慮するよう強く勧告する。こうした措置は、取り上げるトピックをより少く制限して選び、またそれに付随する討論会も、それぞれの異なった関心事に分けて行なうような方

法も考えられる。全ての代表が、平等にかつ活発に参加する可能性を増進するため、この総会は実行委員会に対して、全てのペーパーを会議前に十分な時間をおいて配布し、全ての参加者が、それをあらかじめ熟知出来るような形において配布する方法を見い出すように指導するものである。この総会は、また実行委員会に対し、総会で用いられる国語の数の拡大についても、真剣に考慮するよう指導するものである。

感謝決議（決議13）

アントワープで開かれた世界盲人福祉協議会第6回総会は、ナイジェリアで総会を開くためになされた真剣な努力を満足をもって注目し、そこで開かれる会議が、アフリカの盲人および世界の他の地域から参加する代表およびオブザーバー達の両者にとって、大きな利益となったであろう事実を十分に認めるものである。この総会は、抑制出来ない事情のために会議の場所がヨーロッパに変更された事を遺憾に思う。そして世盲協が近い将来、再びアフリカで会合を開く事が可能であるよう望むものである。総会は、この最後の瞬間にアントワープに変更された会議を開くため、これに関係された全ての人々に対して、心からの感謝の気持ちを記録にとどめるものである。また特に総会は、次のように感謝の意を表明する。

一ベルギー政府に対する感謝。

一主催団体に対し、その温かい歓迎に対する感謝。

一ダイクマン氏、デ・ウルフ夫妻ならびに職員あるいはボランティアの人々が、この総会の開催にあたり、期間の非常に短かったのにもかかわらず、本総会開催のため、あらゆる必要な準備を行なって、いかなる不便をもないよう、総会が順調に開催出来るよう努力された事。

一ホテルに対しては、職員の不足にもかかわらず、我々を迎えるあらゆる準備をされた事。

一通訳の方々は、充分にその通訳としての役割を果たし、特にスペイン代表のペドロ・ズリタ氏は、自主的に通訳の役割を引き受けられ、専門家と同様の立派な役割を果たされた事。

一事務局長アンダース・アーナー氏は、実際面で可成りの困難があったにもかかわらず、その会議ならびに事務局運営に献身的に尽くされた事。

一第6回総会が成功するために、直接的・間接的に貢献された数多くの友人達の好意および協力に対する感謝。